

平成22年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年2月25日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成22年2月25日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- 第5号議案 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則の制定について
- 第6号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制
定について
- 第7号議案 東京都教職員服務支援員の設置に関する規則の制定について
- 第8号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
の制定について
- 第9号議案 平成22年度東京都公立学校長及び副校長の異動について
- 第10号議案 平成21年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認
定について
- 第11号議案 東京都公立学校長の任命について
- 第12号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- 第13号議案

2 報 告 事 項

- (1) 都立高等学校における日本史必修化の進め方について
- (2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
	(欠席)
委員	大原 正行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教職員服務・特命担当部長	岡崎 義隆
	教育政策担当参事	中島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲
	人事企画担当参事	高畑 崇久
(書記)	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第4回定例会を開会いたします。

本日は、瀬古委員から、御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、MXテレビほか5社、計6社から、個人は、合計4名から取材・傍聴の申込みがございました。また、MXテレビからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員をお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 1月28日開催の前々回第2回定例会会議録につきましては、先日本日お配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——それでは、第2回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回2月12日開催の第3回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第9号議案から第13号議案まで及び報告事項(2)につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第5号議案 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第5号議案、東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、特別支援教育推進担当参事、お願いいたします。

【特別支援教育推進担当参事】 第5号議案、東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

「1 改正内容」ですが、1点目は、東京都立学校設置条例の改正に伴い、都立久我山盲学校と都立青鳥特別支援学校久我山分校が発展的に統合し、都立久我山青光学園として平成22年4月に開校するため、寄宿舎の名称を変更するものでございます。

都立久我山盲学校寄宿舎を削除し、都立久我山青光学園寄宿舎を追加いたします。

2点目は、寄宿舎の閉舎に伴う改正でございます。平成16年度に策定した東京都特別支援教育推進計画により、特別支援学校の寄宿舎については11舎を5舎にすることを決定しております。これに基づき、第一次実施計画で2舎を閉舎し、今回は平成19年に策定した第二次実施計画に基づく寄宿舎の再編整備に伴い、都立立川ろう学校寄宿舎を平成22年3月31日、今年度末をもって閉舎するというところで、別表から名称及び位置を削るものでございます。

「2 規則の施行期日」は、平成22年4月1日でございます。

規則の新旧対照表については別紙1、関連する学校の概要については別紙2として添付をしております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第6号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定
について

【委員長】 第6号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、福利厚生部長、お願いいたします。

【福利厚生部長】 第6号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

「1 改正の理由」ですが、東京都教育委員会が管理いたします職員住宅を1つ新設し、2つ廃止することに伴う規定整備でございます。

資料の2枚目を御覧ください。

「東京都教育委員会職員住宅の現状」を、右側のページにお示ししております。

職員住宅の区分は3つございます。第一号住宅は、いわゆる「職務住宅」「公舎」という、そこに住まわせるための職員住宅です。第二号住宅は、「準職務住宅」という、島しょ等のへき遠な場所に勤務する者のための職員住宅です。第三号住宅は、「福利住宅」という、現に住宅に困窮している者のための職員住宅です。第一号住宅が2つ、第二号住宅が都内及び島しょごとに表でお示ししております。

今回、新設は、島しょ地区における第二号住宅、準職務住宅1つでございます。廃止は、第三号住宅、福利住宅で、区部と多摩で1つずつ、合計2つでございます。

「改正事項1 神津（鍛冶山）住宅の新設」ですが、神津島の鍛冶山という地域に新設いたします神津（鍛冶山）住宅は、神津（ぼうふ）住宅という老朽化した職員住宅を廃止することに伴うものでございます。平成22年4月1日から供用を開始したいと思っております。神津（ぼうふ）住宅につきましては、神津島の他の職員住宅改修等の住み替えに活用し、2年程度後に廃止を予定しております。

「改正事項2 福利住宅の廃止」ですが、第三号住宅、福利住宅については、平成18年2月に「福利住宅の今後のあり方について」という方針を決め、同年3月に定例教育委員会でも御報告したところでございますが、基本的に全廃するという方向で整理をしております。今回、足立（六月）住宅と武蔵村山住宅の2つの住宅につき、居住者に退去していただくことができましたので、前倒して廃止するものでございます。

残りました足立（六月第二）住宅及び昭島住宅についても、極力来年度中には退去していただき、廃止したいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 福利住宅のところに「住宅に困窮している者」とありますが、これはどういうことですか。

【福利厚生部長】 昔は、安く住宅に住めるという、一般的な職員住宅という扱いで、特に地方から上京して新しく教員になられた方などに対する住宅費補助的な福利住宅という意味です。

【内館委員】 第一号住宅との区別はつきにくいですね。近くに住む必要があるということですよ。

【福利厚生部長】 例えば、久留米特別支援学校には寄宿舍がございますので、官舎として看護師などが久留米特別支援学校公舎に居住しています。

【内館委員】 「住宅に困窮している者」というのは、一般の方でも多くの方が困窮しているでしょうから、これは少し難しい書き方だと思いましたが、いずれにせよ廃止になるわけですね。

【福利厚生部長】 はい。

【内館委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第7号議案 東京都教職員服務支援員の設置に関する規則の制定について

【委員長】 第7号議案、東京都教職員服務支援員の設置に関する規則の制定について、説明を、教職員服務・特命担当部長、お願いいたします。

【教職員服務・特命担当部長】 第7号議案、東京都教職員服務支援員の設置に関する規則の制定について御説明いたします。

第7号議案資料を御覧ください。

初めに、「提案の理由」ですが、教職員の懲戒、分限等に関する事務を確実かつ迅速に処理するため、法的専門知識と争訟実務の経験を有する専門職員を教育庁人事部に配置したいと考えております。

東京都教育委員会は、高い倫理観と信頼が求められる教職員の特殊性を踏まえ、学校教育への信用失墜となる非違行為については厳罰をもって臨んでおります。このため、処分を受けた者の中から不服申立てや訴訟も多く、また人事委員会による修正裁決も一定程度想定せざるを得ない状況をかんがみて、教育庁人事部では、法的な実務能力の一層の向上と人材の養成が急務となっております。

そこで、人事部内に新たにサービス支援員を配置し、サービス事故の第一報を受けた段階から、担当職員と一体になって、後の争訟に耐え得る調査や漏れのない事情聴取などを行わせ、法理論にかなった質の高い処分案を作成できる体制をつくとともに、日々の仕事を通じて担当職員の実務能力の向上と技術の承継を図りたいと考えました。

「主な職務内容」ですが、教職員の懲戒、分限等に関する事務、争訟その他法的観点からの助言に関する事務で、これらを遂行するために必要な専門的知識及び実務経験を有すると認められる者を任命いたします。具体的には、検察官又は検察事務官として刑事訴訟の公判部門で実務の経験を有する者を中心に人選したいと考えております。

なお、「身分」は、月13日勤務の非常勤職員です。

「任用期間」は、1年以内で、再任を可としております。

「設置時期」は、平成22年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問はございますか。

【高坂委員】 サービス支援員は人事部の所属になるのですか。

【教職員サービス・特命担当部長】 人事部の職員課に配置いたします。

【高坂委員】 人事部の職員課で、直接は誰にレポートするのですか。

【教職員サービス・特命担当部長】 職員課長が上司となります。

【竹花委員】 同じように業務を支援する要員というのは他にありますか。

【教職員服務・特命担当部長】 東京都教育委員会では、例えば健康相談員として医師を配置したり、学芸員、あるいは教育相談員といった専門的な能力を評価した非常勤職員が配置されております。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案どおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第8号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の
制定について

【委員長】 第8号議案、指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、人事部長、お願いいたします。

【人事部長】 第8号議案、指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

第8号議案資料を御覧ください。

「2 改正の理由」ですが、指導力の不足等が原因で児童・生徒を適切に指導できない教員については、指導力不足等教員の取扱いに関する規則に基づき「指導改善研修」を行っておりますが、この研修について、個々の教員の状況に応じて弾力的に対応できるよう、研修の種類や期間などに係る規定の整備を行うものでございます。

「3 改正の概要」ですが、(1)として、指導力不足等教員を「指導が不適切である」教員と、そこまでには至らない「指導に課題がある」教員に区分し、前者の「指導が不適切である」教員に対する研修を、教育公務員特例法で規定する「指導改善研修」と位置付けます。一方、「指導に課題がある」教員に対しても研修は行いますが、その研修は指導改善研修からは切り離します。

(2)として、指導改善研修の期間について、現行では原則として1年を単位とするとしておりますが、これを教育公務員特例法の規定に基づき、1年以内とし、延長する場合でも2年までと規定いたします。また、研修の受講状況に応じ、研修の期間

を短縮することができるようにいたします。

別紙資料を御覧ください。

「1 指導力不足等教員に対する研修の種類の変更」ですが、現行では、指導力不足等教員として認定された者に対し、短期コース、通所コース、長期コースのいずれかの研修を命じており、いずれの研修も教育公務員特例法で規定する指導改善研修に位置付けているところです。今回、規則を改正し、「指導に課題がある」教員と「指導が不適切である」教員に分け、「指導が不適切である」教員に対する研修のみ指導改善研修に位置付けるようにしたいと思います。

その理由ですが、指導改善研修を受けた者は、教育公務員特例法に基づき、研修終了時に指導の改善の程度に関する認定を受け、改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認定された者については、免職等の措置を受けることとなっております。現在、短期あるいは通所コースの研修を受けている者は、指導力不足の程度がそこまでには至らず、学校での教育活動を続けながら研修を受けることが適当であると判断された者でございますので、この「指導改善研修」の対象からは切り離す必要があると考えます。教育公務員特例法の関係条文は資料にお示ししております。

もう1つの理由は、東京都では指導力不足等教員に対する研修制度を、平成13年度に規則を制定し、導入しましたが、その後、平成19年度に、国において、指導改善研修として教育公務員特例法に位置付けられ、先行した東京都の制度と国の制度との関係を整理する必要から、今回、改正を行うものでございます。

「2 指導改善研修の研修期間の変更」ですが、現行では研修期間は原則1年を単位としております。しかし中には1年を要さずとも改善の可能性を判断できる場合がございますので、あらかじめ短い研修期間を設定したり、研修の受講状況に応じて、例えば当初は1年で設定していたものの、研修を実際に始めてみて、そこまで研修しても効果がないだろうと判断できる場合には、状況に応じて期間を途中で短縮するといった弾力的な対応ができるように改めるものでございます。

なお、研修終了時に、指導の改善の程度に関する認定を行いますが、その認定に先立ち、弁護士や精神科の医師などを含めた審査委員会で審査をいただくということに

については、従来どおりで変更はございません。

「4 施行年月日」は、平成22年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございますか。ただいまの説明に対して、御質問、ご意見はございますか。

【高坂委員】 この指導力不足等教員というのは、確かにこのようなことでいろいろ考えてもらわなければならないのですが、指導力不足等教員というのはどういう経緯で起こってきたのでしょうか。つまり、採用のときはしっかりしていたのに、何らかの原因でうまくいかなかった、その理由は何だったのかというような調査もしないと、指導力不足の教員を2種類に分けたから、それで良くなるというようなものではないと思うのです。だから、もっと本質的な問題に突っ込んだ対応を考えてもらいたいと思います。

日本の場合にはあまり厳しいことは言えないと思いますが、今朝、ワシントンポストを見ていたら、ロードアイランド州では能力のない教員を辞めさせるという記事が出ていて、ダンカンという教育長官もそれを応援しているそうです。PTAも応援しているそうです。ところが、ティーチャーズ・ユニオンは大反対で、給料が安過ぎると言うのですが、地域の方は、教員に給料を払い過ぎているのではないかといった議論をしているのです。どこの国でも、教育について熱心に議論しているわけで、我々としたら、簡単に辞めさせられないかもしれませんが、よその国でこのような議論もあるということ、一応頭の隅に置いてもらいたいと思います。フィンランドは別な制度になっていますし、イギリスの場合はまた少し別のようなようですが、ただ単に指導力不足等教員の取扱いを、このような制度変更をすれば良くなるというものではないのでしょうか。もっと本質的なところを詰めてもらう方が対策を立てやすいのではないのでしょうか。本件について反対はしませんが、私の意見を述べさせていただきました。

【人事部長】 なぜこのような指導力不足等教員が生まれるのかということで、これまでを分析してみると、確かに採用の段階でもっとチェックができなかったのかというケースも中にはありますが、50代の教員が多いのです。その教員たちが最初から

指導力不足だったのかということ、いろいろなケースがありますが、自分の指導方法に固執してしまい、子供の様子が変わったにもかかわらず自分のやり方を変えられない、あるいは他の先輩や校長、副校長から指摘されても、自分に課題があるということがなかなか認識できない、そのような教員が指導力不足等教員になるケースが多いようです。

そういうところからしますと、採用時点のチェックも大切ですが、その後の育成の中で、難しいことですが、やはり課題があるということをオープンにはっきり指摘して、本人の言い分もよく聞きながら、自分にどこが不足しているのかを柔軟に認識してもらうことが、重要だと思っています。

【高坂委員】 それは、研修センターで研修すれば直るものなのではないでしょうか。直すために本当にそれがいいのでしょうか。特に50代などというと、そう簡単に自分の考えも変わらないかもしれませんが、何か方法はないものではないでしょうか。人が足りないかもしれませんが、新任の教員を指導してみて本人が気付くという、逆の手段もないわけではないと思います。ですから、ただ単に具合が悪いと研修センターで指導する、審査して、良くなったからもとへ戻す、するとやはり駄目だったというような繰り返しにならない方法を少し考えてほしいと思います。

【委員長】 学級崩壊についてのデータで、50代が多いという結果が出ていますが、大学でも同じことが起きているのでよく理解できます。指導力というのが何を意味するかは問題なのですが、大学は研究室制度になっていて、教員が50歳ぐらいまでは研究室の中ではそれほど問題が出ません。ところが、教員が50歳を過ぎる頃になると、問題が起きる確立が高くなります。大学の教員は自分のやり方に固執しますから、それに若い人がついていけなくなるというケースが多く、そういう意味では大学の方がより深刻です。大学の教員は研修など受けませんから。

もう1つ、教員について調査が行われているのかということです。採用試験では論文と筆記とインタビューで成績が出ますね。それとその後その人のパフォーマンスの相関関係を見てみるというのも一つの方法だと思います。あまり相関関係はないのかもしれませんが、データとしてはとっておく意義があるのではないかと思います。

【人事部長】 採用後の業績と採用時点の成績との相関関係を分析したことがあります

ますが、択一試験、論文及び面接の中で、面接が一番強く相関関係は出ておりました。しかし、それですべてその人の資質や能力がわかるかという点、なかなか難しいのは事実だと思います。

【内館委員】 「指導が不適切である」、「指導に課題がある」という判定ですが、何を根拠にどういう判定をしているのでしょうか。

【人事部長】 当初の判定のときにも、東京都教育委員会の職員、教職員研修センターの職員、医師や弁護士の方、あるいは保護者代表の方に実際に授業の様子などを見ていただき、御意見をいただいて認定しますが、基本的には、学校で勤務させていいのかどうかという点を基準にしております。学校から離して研修センターで研修した方がいいのか、課題はあっても学校で勤務しながら定期的に研修センターで研修を行えばいい程度なのか、ということ判断の基準にしております。

【内館委員】 その前段階というか、その判断にかけられる教員の基準というのは何かあるのですか。この教員は学校で勤務させておけないなどというのは、当然何か理由があるわけでしょう。

【人事部長】 それは人によって違います。あまりにも教師としての専門的な力が足りなくて、例えば、生徒から質問されたときにとんちんかんな答えをするような、まさに授業力が足りないケースもあります。

【内館委員】 校長はじめ周囲からそういう報告があるのですか。

【委員長】 誰がレポートするかという問題ですね。

【人事部長】 基本的には校長が申請してまいります。

【高坂委員】 指導力不足あるいは病気で学校現場から離れている教員というのは、全部で何人ぐらいいますか。

【人事部長】 平成21年度で見ますと、指導力不足等教員に認定された者は全体で16名でございます。

【高坂委員】 その他に、例えば病気などで休んでいる、うつ病になったりして指導力不足等教員などに入っていない教員を全部含めると何人ぐらいですか。

【人事部長】 1,000人には至りませんが、数百人おります。

【高坂委員】 それは小・中・高を全部合わせてですか。

【人事部長】 全体でございます。

【高坂委員】 ということは、全体の何パーセントになるのでしょうか。

【教育長】 600人で1パーセントです。

【高坂委員】 そうすると1.5パーセントぐらいでしょうか。

【竹花委員】 まず、「指導が不適切である」教員と法律上書かれていますが、教育委員会の規則上、「指導に課題がある」教員は含まれないのですか、含まれるのですか。

【人事部長】 「指導に課題がある」教員は、教育公務員特例法でいう「指導が不適切である教員」の中には含まれないように今回変更するというところでございます。

【竹花委員】 前もそうではなくて、前も「等」ということで書いていたわけけれども、「指導が不適切である」と法律上書かれている、この「指導が不適切である」という解釈はどこかにありますか。政令があるようですが、その不適切であると認定した者に対する教育の内容というのは、政令上はどのような規定がなされているのですか。

【人事部長】 「指導が不適切である」の内容ですが、1点目として、教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない場合、2点目として、指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない場合、3点目として、児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合、以上の3点が国から示されております。

【竹花委員】 その3点以外に、現行の規則では、「前3号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない者」と書いてあります。この部分を現行規則上では、課題がある教員として考えているわけですか。

【人事部長】 先程の国の定義の3番目の、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合というものとおおむね重なっていると思っております。

【竹花委員】 というのは、新しく改正しようとしたものの中にも現行の規則がそのまま線が引かれて、1号から4号に該当する者が指導が不適切で——これは日常的

に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員、ここが新しいところですか。

【人事部長】 そうでございます。

【竹花委員】 「指導に課題がある」教員というのはこれ以外の者で、規則に課題がある教員とは、前項の認定を受けた者以外で、第7条第1項1号の2の規定、2号の規定ですか、前号の規定による認定の解除をした上で、指導に課題がある教員と認定するとありますが。

【人事部長】 第7条は、一度研修が終わった後のケースについてですので、新旧対照表の2条、用語の定義を御覧いただきたいと思います。

【竹花委員】 条文で言ってみてください。どこにありますか。前条第1項の規定による認定をしなかった教員のうち、指導に課題がある教員を認定するとありますが。

【教育長】 定義規定を御覧ください。第2条の第4項です。

【竹花委員】 この指導に課題があるという意味はどういう意味ですか。

【教育長】 第2条の第4項で、「この規則において、指導に課題がある教員とは」云々という、ここが定義規定です。

【竹花委員】 そうではありません。指導に課題がある教員とは、今おっしゃった第2条の第4項に当たるのですが、日常的に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員としては認定されなかった者をいうということですか。

【人事部長】 そういうことになります。第2条の第3項において、「指導が不適切である」教員とはということで、今、竹花委員も引用されました、日常的に児童等への指導を行わせることに支障がある教員、その要素としては、第1号から第4号まででございます。この部分は課題がある教員も共通しております。

【竹花委員】 わかりました。そうすると、文部科学省のつくった法律にいう、「指導が不適切である」と認定した教諭等と書いてありますが、この解釈が、東京都教育委員会がつくろうとしている施策の、日常的に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員に限られているということですか。

【人事部長】 国のこの間の法改正のときの説明等から見ても、このまま児童・生徒に指導を継続させることが適当ではないという説明がございますので、そういう意味でいえば、東京都教育委員会で決め直しました日常的に児童への指導を行わせるこ

とに支障があるというのと同じになります。

【竹花委員】 これは大切なことで、このように定義して差し支えがないのかどうか、文部科学省にきちんと聞いてほしいのです。法の潜脱行為と言われたら困りますので、法に合致していますということを確認してください。我々が「指導に課題がある」という教員というのは、この法律上の視野に入っておりません、それは国としては、法律としては、それはどのようなことを講ずるかはそれぞれの都道府県の教育委員会に認められていますということなのか、そうではないのかということをごきちんと確認をしてほしいのです。

【人事部長】 国からの通知文で、「指導が不適切である」教員とはということで説明がございまして、その中に、知識、技術、指導法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員という言い方をしております。

【竹花委員】 そのときに、「指導を」なのか、「指導等」と書いてあるのでしょうか。

【人事部長】 日常的に児童等への指導を行わせることが適当でないとあります。

【竹花委員】 何でこちらには「等」と書いてあるのでしょうか。

【人事部長】 こちらは、保護者対応など、直接子供への対応だけではないところでトラブルを起こして、学校で勤務させておくことに問題が出てくる教員が現実にありますので、「等」としております。

【竹花委員】 その部分は、法律よりも都の規則の方が広がっていると解釈できるのですか。

【人事部長】 私どもとしては、そこは国も基本的には同じ考えだと思っております。

【竹花委員】 そうだとすると、私が今言ったような話は、児童等への指導の中で十分読めることだと思います。何でわざわざここに「等」をつけたのかというのはよく分からない。

【人事部長】 そのあたりに問題があることはありますので、そこはむしろ明確に、こういった部分もあるのだということをはっきりさせた方がよろしいだろうという判

断でこの間進めてきております。

【竹花委員】 それは、文部科学省が示している前3号まで以外に、学級経営などといった少し幅広いものをこの第4号の中に入れ込んでいるということがあるのででしょうか。

【人事部長】 ございます。ここでいう、学級経営、生活指導等の中には、そのあたりも含めて考えております。

【竹花委員】 確信が少し持てませんが、運用次第という側面もありますからね。

【人事部長】 これは事前に文部科学省とはすり合わせを行った上でつくっております。

【竹花委員】 そうですか。文部科学省は、これは法令に抵触していると言っているわけではないのですね。

【人事部長】 それはございません。

【竹花委員】 では、文部科学省が示している不適切であると認定した教員等に対する教育の中身というのはどのようなものが示されているのですか。

【人事部長】 どういう研修を行うかについては、任命権者に任されております。

【竹花委員】 そうすると、学校で勤務しながら指導することも、学校に勤務させないで指導することも、都道府県委員会の判断で行うという話なのですか。

【人事部長】 考え方として、児童・生徒への指導を続けることが適当ではないという人に対する研修でございますので、学校からは外すということを想定していると考えています。

【竹花委員】 それは政令では示されていないのですか。前各号に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定めると書いてあるのですが、この政令はどのようなことが書いてあるのですか。中身は全部、都道府県教育委員会に委ねられているのですか。教員の研修の中身については全然政令にはないのでしょうか。文部科学省はどのような指導改善研修を行うかということについては、都道府県に対して何の指導もないのですか。

【人事部長】 研修の中身そのものについては、計画書をつくりなさいと書いていますが、計画書の作成に当たっては、指導が不適切であることの内容や程度等が

様々であることから、画一的な研修ではなく、個々の教員が抱えている問題の内容や程度等に応じた研修を実施するようにすること、このように規定されております。

【竹花委員】 それがかかれていただけですか。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 そうすると、研修の中身は東京都教育委員会の判断でいいのですね。わかりました。現時点で「等」を含めた人たちとしては、これだけの数がいて、ここでいう指導が不適切だというふうに認めているのは何人、それは識別ができるのですね。後で説明がありますか。

【人事部長】 はい。

【委員長】 では、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 都立高等学校における日本史必修化の進め方について

【委員長】 報告事項(1) 都立高等学校における日本史必修化の進め方について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告資料(1) 都立高等学校における日本史必修化の進め方について御説明いたします。

資料を御覧ください。

「日本史の学習及び設置状況」ですが、高等学校における日本史の扱いについては、現行の学習指導要領も、1つ前の平成元年告示、平成6年度実施の学習指導要領ともに世界史については必修となっております。日本史については、日本史A・Bあるいは地理A・Bの中から1つを選ぶという形で、すべての高校生が日本史を学習する状況にはなっておりません。

以前は、日本史を必修にしていた時代もございましたが、今申し上げたように、平成元年告示、平成6年度実施の学習指導要領からは、日本史は、高等学校段階で必ず

しも学習する必要はないという状況になっております。

平成21年度入学生の教育課程に関する調査をしたところ、全日制175校のうち、日本史を設置している学校は167校、95.4パーセントです。設置している学校のうち、必修で、必ずすべての生徒が学習する必要があるという位置付けをしている学校が83校、47.4パーセントです。必修以外ということで、日本史を学んでもいいし学ばなくてもいい、例えば、日本史を含めて3つぐらいの科目の中から1つを選ぶような状況で設置している学校が84校、48.0パーセントということでございます。

なお、平成21年度入学生の教育課程において、日本史を未設置とした学校は8校、4.6パーセントで、主に専門高校でございます。

「導入までの経緯」ですが、今申し上げたことと若干重複いたしますが、文部科学省が世界史を必修化したのは、平成元年告示、平成6年度実施の学習指導要領からでございます。このときは中学校社会科においても、歴史学習を日本史中心にしており、高等学校段階では世界史を学習するべきだという考えがベースとしてあったのではないかと考えております。

しかしながら、東京都教育委員会としては、資料に示してございますように、日本人としてのアイデンティティーをはぐくむためには、高校生に日本史を継続して学ばせることが重要であると考えております。中学校段階では必ずしも深化した歴史学習にはなっていない状況でございます。

こういった中で、平成18年9月には、1都3県の教育長が要望書を文部科学省に提出いたしました。当時、神奈川県が音頭をとり、神奈川県、千葉県、埼玉県及び東京都の教育長が、日本史を必修化すべきであるという要望書を文部科学省に提出しております。併せて平成18年10月には、東京都教育委員会にお諮りしたところ、東京都教育委員会としても文部科学省に意見書を提出すべきだということで、意見書を提出いたしました。

平成19年4月には、改めて東京都教育委員会から、日本史必修化を含めた様々な提言をする申入書を文部科学省に提出いたしました。いずれの動きについても、新しい学習指導要領改訂の動きに合わせて、中央教育審議会では是非議論をしていただきたいということで、取組を行ってまいりました。

こういった取組を行ってきましたが、平成21年3月に告示されました新たな高等学校学習指導要領においても、世界史必修化が継続しております。

他県の動向を資料にお示ししておりますが、横浜市は平成22年度から、神奈川県は平成25年度から日本史必修化を導入するということでございます。横浜市の場合は、市立高校が10校程度の校数でございますが、平成22年度、つまり今年の4月から日本史Aあるいは日本史Bを選ぶという指導に切り替えます。神奈川県については平成25年度からでございますが、神奈川の郷土史という科目と近現代史という科目を含めて選択して、高校卒業までに必ず日本史を学習するという仕組みを考えて、文部科学省とも協議されているようです。こういった動きを見まして、東京都としても独自に日本史を必修化する必要があると考えております。

それでは、具体的な日本史導入の進め方の形態、スケジュールについて御説明いたします。

「導入形態」ですが、先程、現在の日本史の学習及び設置状況について御説明いたしました。現在、日本史を全生徒必修化している学校は、現行どおりでございます。

次に、一部の生徒が必修化済みの学校ですが、先程御説明申し上げた、日本史は設置していても必ずしも選択していない生徒がいるという学校84校が対象になりますが、こういった学校には、①現在の学習指導要領にある日本史A・Bのうち、どちらかを全生徒必修に変更する、あるいは、②「東京都独自の日本史科目」を導入し、日本史を選択しない生徒は必修とする、あるいは、③「東京都独自の日本史科目」を導入し、全生徒必修とする、以上3つうちいずれかを選択していただきます。

さらに、日本史を現在未設置の学校については、①日本史A・Bどちらかの科目を導入し、全生徒必修とする、あるいは、②「東京都独自の日本史科目」を導入し、全生徒必修とする、いずれかを選択していただきます。

資料の右側を御覧ください。

「東京都独自の日本史科目」ですが、学習指導要領上も可能となっている学校設定科目とし、東京都が、「江戸から東京へ（仮称）」といった科目を開発して、各学校が学校設定科目に導入する形で行いたいと考えております。平成19年度から東京都が全国に先駆けて奉仕を必修化し、現在、すべての都立高校の生徒が奉仕を学んでおり

ますが、その際にも奉仕という科目を東京都が開発し、学校設定科目としてすべての学校で導入していただきました。同じような手法を用いて、日本史の独自科目についても東京都教育委員会が開発したものを位置付けたいと考えております。

「① 特色」としては、江戸・東京の変遷からみた日本近現代史としたいと考えております。

「② 単位数」は、1単位あるいは2単位といたします。

「③ 範囲」は、江戸開幕から現在までといたします。

ちなみに、新学習指導要領の日本史Aについては、ペリー来航から現在までという範囲で、江戸時代の大部分が含まれておりません。東京都教育委員会としましては、範囲をもう少し長くする必要があるだろうと考え、江戸開幕から現在までとしております。

「④ 留意点」としては、現在の東京に残る史跡や文化財等を活用し、江戸開幕から現在に至る日本の歴史の大きな流れを、政治・経済・文化など様々な側面から、地理的視点も踏まえ総合的に学習するというものでございます。

「導入スケジュール」ですが、平成21年度は、東京都独自に日本史必修化を表明、これが本日の教育委員会での御報告という位置付けになるかと思えます。併せまして、今年度中には日本史必修化の検討委員会を立ち上げたいと考えております。

平成22年度には、先程申し上げました「東京都独自の日本史科目」を開発し、完成させたいと考えております。

平成23年度には、東京都教育委員会が開発した独自の日本史科目を活用し、日本史を必修化する日本史必修化協力校を設置して、日本史必修化を試行したいと考えております。

平成24年度には、日本史必修化を全面実施したいと考えております。

都立高校には、資料に示した流れに沿って、各学校でカリキュラムの策定、決定をしていただきます。

国においては、平成25年度から高等学校の新学習指導要領が全面実施となっておりますが、平成24年度には数学と理科が先行実施となりますので、東京都教育委員会としましては、平成24年度に日本史を必修化していけば、大きな変更を平成25年度に行

わなくて済むと考え、前倒し実施をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか。何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 少しだけ確認させてください。高等学校の教育課程上、何を何単位学ばなければならないというのはどこに書いてありますか。

【指導部長】 学習指導要領に記載されております。

【竹花委員】 その学習指導要領の中には最低基準が書かれているのですか。それとも標準基準というのか、あるいはこれでなければいけない、これ以外のものはやっ
てはいけないとか、どういう書き方をしているのですか。

【指導部長】 学習指導要領の基本的な構成は、高等学校で言えば、特に1年から3年まででどの教科、科目を学ぶのか、そのうち、全生徒が必ず学ばなければいけない科目を必修科目としています。それが、国語ではこの科目、数学ではこの科目という表で示されております。さらに各教科の目標を示し、内容が示されております。あとは指導の工夫をどのように行うのか、というのがおおむね学習指導要領の構成になっております。

【竹花委員】 その中で、世界史を必修にしたというのはどうしてですか。

【指導部長】 私どもが今までいろいろな形で確認行為をさせていただいたところ、先程申し上げたように、中学校の歴史において日本史を中心に学ぶことになり、日本史は中学校段階で学習するのだから、高等学校においては世界史を学習した方がいいのではないかというような背景があったと聞いております。

【委員長】 そのとおりです。

【指導部長】 ただ、先程申し上げたように、もっと古くは、日本史も世界史も地理も学習指導要領に必修とすると規定して全員が学習していた時代もございます。

【竹花委員】 そうですか。2単位とか1単位というのはどういう意味ですか。週に1回1時間学習するというのが1単位ですか。

【指導部長】 そうでございます。1単位というのは週に1時間、2単位は週に2時間です。年間35週ということで1単位でございます。

【竹花委員】 35週なのですね。

【委員長】 学習指導要領については、これをどう守るかということについていろいろ解釈があり、一時はこれさえやっていたら良いという解釈があったのですが、学力低下が問題になった時の遠山文部科学大臣が、学習指導要領は最低基準ですよ、それを超えても構わないのですよということをはっきりとメッセージとして出しました。それ以来、ある程度自由に裁量が出来るようになりました。

【高坂委員】 日本史を学ぶことは必修でいいと私は思います。特に東京都が必修化するのであれば、やはり江戸というものにもう少しスポットライトを浴びせることが必要です。というのは、日本の全体の原型ができたのは、純粋培養としての江戸時代だったと思うのです。これについては、例えば和辻哲郎氏のように、鎖国したから日本がだめになったという人もいれば、最近では、江戸が近代日本をつくったのだという意見もあります。だから、両論でいいのですが、江戸を中心にして日本が本格的に、近代社会と並行的だけれども全く別の社会ができたわけですから。例えば川勝平太氏が言うような、日本は産業革命ではなくて勤勉革命だったなど、いろいろなことがあるので、それを江戸ということを中心に、東京に住んでいる学生にどう考えさせるかという視点で、誰かいい先生を探して、教科書を——これから何人か選ぶわけでしょう。そこで、そういう問題意識も持って江戸のことを知る。

この間、私がある学校で、講演のなかで江戸しぐさの話をしたところ、レポートで、江戸しぐさをもう一度勉強したいというような返事が返ってきています。だから、価値があると思いますので、是非行ってください。

【内館委員】 これは結局、日本史が必修になることによって単位が増えるということですか。それとも別の科目が減るということですか。

【指導部長】 御指摘のとおりでございまして、1単位あるいは2単位で日本史を学習することになりますと、今までの教育課程を維持して学校がやりたいといえ、単位増になります。学校の導入の方法としましては、教育課程全般を見直し、今まで国語あるいは英語でこれだけの単位をかけてやってきた、それらを精選することによって、例えば今まで英語を3年間で8単位行ってきたところを6単位まで減らしてみよう、すき間をつくってみましょう、精選してやればできるではないかという検討をしていただき、そうすることで、純粋の単位増ということではなく帳尻、今までの週

時程の中でできることとなります。

【内館委員】 それは各学校に任せるのですか。

【指導部長】 さようございます。

【内館委員】 ということは、しっかり考えてもらわないと、せっかく日本史を必修にしても、例えば国語などを削られたら、言葉はできない、文章は書けないという生徒が生まれてくる可能性があります。一体何を減らすのか、あるいは何を増やしていくのか、そのところはかなり気合いを入れてもらわないと、せっかく日本史を必修にしても、意味がないということになります。私は、個人的には一に国語、二に国語、三、四も国語で五も国語だと思っていますから、そのところをよくお伝えいただきたいと思います。

【指導部長】 今の点については十分配慮し、東京都教育委員会もきちんと学校の教育課程編成については指導助言をしております。安易な形ではなく、きちんと今までの学習も保証されるような指導助言をしております。もちろん各都立高校は独自の学校の特色化を今ねらっておりますので、そういった特色ある科目について減らすことは本末転倒であろうと思いますし、今の内館委員の話についても重々理解し、やはり日本人として国語は大切であるということで、いろいろな機会に教育委員の皆様からも御意見を賜っておりますので、そういうことを踏まえて指導していきたいと思っています。

【委員長】 新しい学習指導要領は、高等学校ではまだ本格実施されていませんが、一部前倒しで実施され、その大きな柱が言葉という体系になっていますので大丈夫です。

【指導部長】 今の高坂委員からの御指摘と、私どもの基本認識も実は全く同一でございます。我が国の近代化の萌芽というものが江戸時代であるとともに、東京で学ぶ生徒ですので、東京の昔、江戸がどういうものだったのかをきちんと学習させていきたいと考えております。ねらいとしてはそういったところに位置付けて、きちんとした年間指導計画をつくって指導してもらいたいと考えております。

【高坂委員】 ドミニカ共和国の学生が勉強しているのを見たことがあるのですが、ドミニカ共和国というのは、コロンブスが上陸して、最初にラテンアメリカの統治の

植民地ができた場所で、コロンブスの甥だったかが住んでいた。そのころの史跡などを順番に生徒に訪問させて、そこで印象記を書かせているのです。ですから、そういうような実地体験にも近いような教育、しかもそれは歴史で、どこに行くと何とかの塚があるとか、ここにはどういう人がいて、何をやったかとかいうような体験も踏まえて歴史を勉強させるというのは効果があると思うので、一つの参考にしてください。

【指導部長】 その点について踏まえて、テキストづくりや教員用の指導書づくりなどに、きちんと対応していきたいと思います。

【委員長】 非常に大きな第一歩になると思います。期待しています。

【指導部長】 これは、本日プレス発表させていただきます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

3月23日(火) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会でございますが、3月11日木曜日は議題がない見込みでございます。また、東京都議会の日程の関係で、開催日時を若干調整させていただきたいと存じます。したがって、次回は、3月23日火曜日、時間は午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

以上でございます。

【委員長】 予定が変わっておりますので、お気を付けいただきたいと思います。

日程以外の発言

【委員長】 竹花委員、どうぞ。

【竹花委員】 今日は2つお話しいたします。1つは、小・中学校における土曜授業の実施に関する東京都教育委員会の通知をめぐり、今マスメディアでかなり多く取り上げられています。議論が起こることはとてもいいことだと思いますし、いろいろな考え方が示されることもいいことだと思って、いい傾向だと考えているのですが、1点、少し気になることがあります。

これは毎日新聞の2月20日付けの「新教育の森」ですが、土曜授業をめぐる東京都教育委員会の指導主事の発言が出ています。お読みになったかと思いますが、「学校とすれば、月2回は授業できるというお墨付きを得たことになるが、都教委として『土曜日にも授業をするように』と積極的に勧めているわけではない。あくまでも土曜に授業をしたい学校ができるように条件整備しただけと話している。」こう書いてある。

これは、私ども、東京都教育委員会のこれまでの議論とは少し方向性の異なる見解で、これが東京都教育委員会の方針であると各区市町村の教育委員会に受けとめられるのは心外であると私は思います。この時期にこのような通知を出した理由は、学力向上のために、いわば学校週5日制が本当にいいのかどうかということをいろいろ考えた上で、そうはいつでも法令の枠の中でできる精いっぱいの範囲を東京都教育委員会として検討した上で、学校側に学力向上の一つの施策として真剣に検討してもらいたいし、できれば取り入れてもらいたいという趣旨があるからこそであって、条件の整備をしただけだということでは決してないと私は考えています。

もちろんマスメディアとのやりとりはいろいろあるでしょうから、この指導主事を非難するわけでは決してありませんので、誤解のないようお願いをしたいと思います。東京都教育委員会でこの点について、今、私の申し上げた方向が、それは違う、単に条件整備だけだ、勧めているわけではないのだということであるならば、もう一回議論をし直して、しっかりとしたメッセージを区市町村の教育委員会に出していかなければ、何だか言っただけで、あとは何も、真剣にやりません、考えませんという

状況が続いたのでは、私は問題だと思います。

東京都教育委員会の事務局として、これをどう区市町村教育委員会に指導していくのかについて、少し工夫をしてほしいと思います。先程確認したところでは、そうした趣旨について文書にしたものはなくて、この間、東京都教育委員会で御報告いただいた通知文書のみが示されている状況のようですが、そうしたかみ砕いた趣旨といったものをどのような形で示すのでしょうか。場合によっては、今日私が申し上げている話も含めて、東京都教育委員会におけるこれまでのこの問題を巡る様々な委員の意見を抜粋して、区市町村の教育委員会あるいは各学校長に示すというのも一つの方法でしょう。いずれにせよ、東京都教育委員会として月に2日は必ず実施しなさいという指示はできないものです。学校週5日制と法令で定められている以上、どうしてもしなければならないという形で示すことは少し難しいと思いますが、その趣旨として、東京都教育委員会が考えていることをしっかり正面から受けとめていただいて、区市町村の教育委員会でもしっかり議論していただく、学校現場で議論をしていただく、そういうことを求めているのです。それを求めることは東京都教育委員会としての越権行為でも法令に反する行為でも何でもないわけですから、そういう議論を促すような指導をする必要があると思います。これが1点目です。

2点目ですが、先日、私の主宰しているおやじ日本の関係でお願いをいたしまして、また御協力もいただいております。お礼を申し上げます。そういう議論の中で、いつも議論があります、学校と家庭とのコミュニケーションを深めるためにどういうことが必要かということについて、様々な角度から意見が出ております。この間、東京都教育委員会から参加された方もいらっしゃいますので、お聞きになった方はおわかりだと思いますが、例えば家庭訪問の在り方を巡って、いろいろな学校あるいは教育委員会でも恐らく差があるでしょう。プライバシーとのバッティングをどう考えるかという問題もあって、非常に中途半端になっている問題でもあるでしょう。あるいは、かねてから言われている、PTAが学校と家庭をつなぐきずなとして本当に機能しているのか、それを補完するような意味で役割を果たしている、例えばお父さんたちの動きといったものがどの程度に盛り上がってきているのかということについても、非常に重要な課題であろうと思います。

そういう意味で、東京都教育委員会として区市町村の教育委員会に任せきりにできない状況もあるのではないかと感じますので、その点での検討といいますか、今どうしているのか、どういう施策を講じようとしているのか、とりわけ教育基本法が改正をされて、家庭教育という言葉が盛り込まれましたが、それが一体どのように今行われているのか、法律の改正の趣旨がどのように生かされているのかということを含めて、新しい取組や新しい流れを築いていくことが必要であろうと思います。そうしたことを、もちろん意識を持っていらっしゃる東京都内の区市町村教育委員会の方々や学校の教員の方々も少なからずいらっしゃると思いますが、東京都全体としてそうした動きを促して大きなものにするということについて一工夫していただきたいと思っています。少し時間はかかるかもしれませんが、実務的な御検討をお願いしたいと思います。

なぜ私がこれを言うかという、毎年4月に教育施策連絡会があります。区市町村教育委員会の方々や公立学校の方々にも校長先生方にも話をする機会がありますので、私が何を話すかを考える中で、今言ったようなことが出てきたのですが、何かを話すためにそういうことが必要なのではなくて、もう少しきちんとしたものを御議論していただければと思います。これが2点目です。

1点目の話については、すごく大切な問題ですので、またいろいろ御検討いただいた上で御報告をお願いしたいと存じます。

【教育長】 まず土曜日の授業実施の関係ですが、各教育委員の御発言等ももう一回整理いたします。それから、通知文を出してまだそれほど日にちがたっておりませんので、各区市町村教育委員会の反応、動向、学校の動きも整理して、しかるべき資料として提出して御検討いただくようにします。

2点目の学校と家庭、あるいは教育委員会とのもろもろの関係ですが、東京都教育ビジョンの第2次でもうたっており、東京都教育委員会として重要なテーマとして取り組んでいます。前回の定例教育委員会で、教育委員会の主要施策として整理するという中で御報告しましたが、更にテーマを絞って、ビジョンでうたわれたテーマがどのように展開されているか、具体的な事業として実施されているか整理して、また次回以降に御報告いたします。

【竹花委員】 よろしく申し上げます。

【委員長】 いずれにしても、あのようなメッセージを出したということは非常に大きなステップであることには間違いありません。それをいかに実質化していくかということです。それでは、よろしゅうございますね。

引き続き非公開の審議に移りたいと思います。

(午前10時48分)